# 上尾市イメージキャラクター「アッピー」 デザインがイドマニュアル



上尾市イメージキャラクター アッピー アッピーのイラストを正しくご使用いただくためにこちらのマニュアルは必ずお読みください。

### 目次

• 1	まじめに	<b>7</b> • •	• • •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P3
• _	上尾市人	「メー	ジキャ	7	7	7-	7	"t		-]•	1=	7;	<b>ス</b>	、集		P4
• E	申請手約	売きの	流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
• E	申請書の	り提出	先	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>P6</b>
• E	申請時の	の留意	点	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>P7</b>
• E	申請時以	こ添付	する	ディ	#1	ン	矣・	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>P8</b>
• 🗸	イラスト	を使月	目する	36	<b>₹</b>	う注	意点	<b>5</b> (1		4	)	•	•	•	•	P9~12
• /	イラスト	を描く	とき	0	注意	点意	1	<b>(2</b>		•	•	•	•	•	•	P13~14
• (	• A&G	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	P15~17

## はじめに

上尾市イメージキャラクター「アッピー」 のイラストを使用する場合は、本マニュ アルに沿って正しくご活用いただきます ようお願いします。



#### 上尾市イメージキャラクター「アッピー」イラスト集

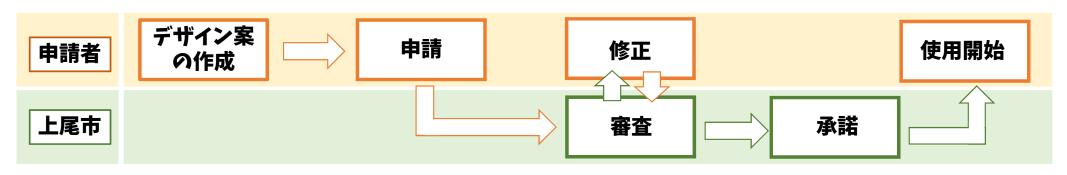
下記の要件を満たす場合、イラスト集は市内外間わず自由にご活用いただけます。

#### 【使用要件】

- ・営利目的ではないこと
- ・立体物ではないこと(フィギュアやぬいぐるみなど)⇒使用する際は、9~12ページの注意点をお守りください。

※要件に当てはまらない場合、申請が必要です。 5ページをご確認ください。

#### 申請手続きの流れ (営利目的・立体物・新規描き起こしの場合)



- ①商品などのデザイン案を添付し、キャラクター使用申請書を提出
- ②広報広聴課が審査を行う
  - ※修正が発生した場合は、別途申請者へ連絡します。
- ③審査後、承諾の場合はキャラクター使用承諾通知書 不承諾の場合はキャラクター使用不承諾通知書を送付
- ④キャラクター使用承諾通知書を受理後、使用期間に基づいて使用を開始

#### キャラクター使用申請書の提出先

住所

〒362-8501 埼玉県上尾市本町3-1-1 上尾市役所広報広聴課 アッピー担当 宛

電話番号

048-775-4918(直通)

メールアドレス

s55000@city.ageo.lg.jp



#### 申請時の留意点

- ・キャラクター使用申請書を受理後、承諾書の通知まで2週間程かかります。 使用開始希望日に間に合うよう、お早めのご提出をお願いします。
- 複数のデザインを申請する場合は、デザインごとに申請書の提出をお願いします。
- ・使用可能期間は最長で3年です。

#### 申請時に添付するデザイン案

商品やポスターなどの現物(見本)など、イラストをどのように使用するのか具体的に分かるものが必要です。

作成前の場合は、手書きのラフ画でも構いません。作成後に必ず完成品を提出してください。



#### イラストを使用するときの注意点①

上尾市のキャラクターと分かるようにコピーライトなどの表記をお願いします。

(例)







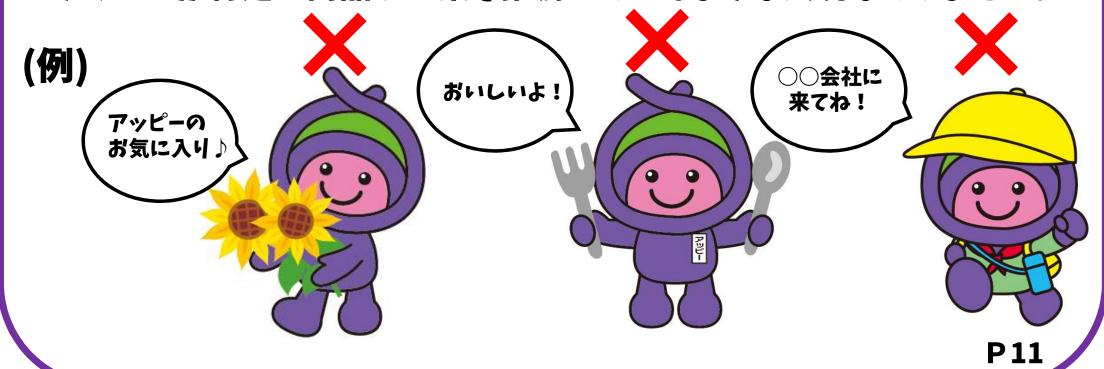
#### イラストを使用するときの注意点②

既存イラストの縦横比の変更や反転使用はできません。



#### イラストを使用するときの注意点③

アッピーが特定の商品や企業を推薦しているような表現はできません。



#### イラストを使用するときの注意点4

イラストの上に文字を書いたり既存イラストに小物を追加したりすることはできません。

(例)



イラストの上に文字が被っている

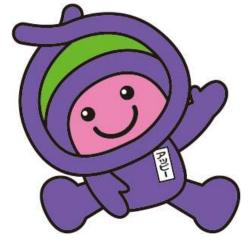


既存イラストに小物が追加されている

#### イラストを描くときの注意点①

CMYKカラーモデルに基づいたアッピーの色指定は以下の通りです。同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。

目・口・縁・・・・・K100% 体・・・・・・・・C60% M70% 額・・・・・・・・C50% Y100% 顔・・・・・・・・M60%



#### イラストを描くときの注意点②

- ・アッピーにまゆげを足したり表情を変えたりすることはできません。
- ・名札の描き忘れに注意してください。

(例)







Q.メールやFaxでキャラクター使用申請書は提出できますか? A.メールでの提出は可能です。Faxの場合、デザイン案の色見を確認することができないため受け付けていません。

Q.デザインの使用期間を延長することはできますか? A.延長することはできません。使用期間を超えて使用する場合は、 再度キャラクター使用申請書を提出してください。

- Q.申請をする際に提出するものはなんですか。
- A.①キャラクター使用申請書、②キャラクターの使用状況・目的が 分かる図案やデザイン等の現物もしくは見本を提出してください。 見本を提出した場合、後日現物の提出をお願いします。
- Q.承諾を受けたイラストを別の商品に使用することはできますか? A.異なる商品にイラストを使用する場合、再度キャラクター使用 申請書を提出してください。

Q.ユニフォームや応援旗にアッピーを使用することはできますか? A.使用できます。しかし、市と関係性があると誤解されないよう 注意してご使用ください。

Q.承諾を受けたイラストを他の企業へ又貸しできますか? A.イラストの又貸しはできません。

- Q.会社の資料にアッピーを使用する場合、キャラクター使用申請書 の提出は必要ですか?
- A.資料としてイラスト集のアッピーを使用する場合はキャラクター使用申請書の提出は不要です。ただし、営利目的で外部へ配布する・不特定多数の目に触れるなどの場合は、新規でイラストを描き起こし申請してください。

#### お問い合わせ先

埼玉県上尾市本町3-1-1 上尾市役所市長政策室広報広聴課

TEL: 048-775-4918

**⅓-№** : s55000@city.ageo.lg.jp

